

## 派遣スタッフの特別休暇・慶弔休暇・見舞金制度

無期雇用フルタイム労働者（いわゆる正社員）と派遣労働者・パートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」が2020年4月1日に大企業に適用されました。2021年4月1日より、中小企業にも「同一労働同一賃金」の適用が拡大されます。

キャリアシステムは中小企業に該当しますが、2020年4月1日より、派遣元労使協定方式（一定の要件を満たす労使協定に基づいて労働条件の基準や待遇を決定する方式）を採用し、「賃金・賞与・退職金・通勤交通費」について、皆様の公正な待遇確保に努めてまいりました。

2021年4月1日からは、さらに「福利厚生」の公正な待遇確保をするために、新たに制度を設けました。

### 新たな制度について

- ・ 特別休暇 公民権の行使、生理休暇、妊婦の通院休暇の追加
- ・ 慶弔休暇 近親者の慶事・弔事の際に取得する特別休暇
- ・ 慶弔見舞金 慶事・弔事の際に支給

### 特別休暇

公民権の行使、生理休暇、妊婦の通院休暇など、取得を希望する際は、担当まで申し出をしてください。

### 慶弔休暇・見舞金制度

慶弔事由の発生日・慶弔休暇申請日・慶弔休暇取得日に雇用契約があって、キャリアシステムとの雇用継続期間が2年以上の方が利用できます。

慶弔休暇：事由発生日から1ヵ月以内に申請書を提出してください。

見舞金制度：事由発生日から3ヵ月以内に申請書を提出してください。

#### <慶弔休暇対象の事由>

- |          |             |                   |
|----------|-------------|-------------------|
| ・ 本人の結婚  | ・ 配偶者、子の死亡  | ・ 本人、配偶者の兄弟姉妹の死亡  |
| ・ 子の結婚   | ・ 本人の父母の死亡  | ・ 本人、配偶者の祖父母、孫の死亡 |
| ・ 配偶者の出産 | ・ 配偶者の父母の死亡 | ・ 本人、配偶者の伯、叔父母の死亡 |

#### <見舞金の種類>

- ・ 結婚祝金（本人）
- ・ 出産祝金（本人、配偶者）
- ・ 死亡弔慰金（本人、配偶者、子、父母、同居の配偶者父母、同居の兄弟姉妹・祖父母）

## 慶弔休暇・早見表

慶弔事由	契約日数別 慶弔休暇日数				
	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日
本人の結婚	5日	4日	3日	2日	1日
子の結婚	2日	2日	1日	1日	1日
配偶者の出産	2日	2日	1日	1日	1日
配偶者・子の死亡	7日	6日	4日	3日	1日
本人の父母の死亡	5日	4日	3日	2日	1日
本人・配偶者の兄弟姉妹の死亡	5日	4日	3日	2日	1日
本人・配偶者の祖父母・孫の死亡	3日	2日	2日	1日	1日
配偶者の父母の死亡	3日	2日	2日	1日	1日
本人・配偶者の伯・叔父母の死亡	2日	2日	1日	1日	1日

## 見舞金・早見表

見舞金の種類		金額
結婚祝金		20,000円
出産祝金		20,000円
死亡弔慰金	本人（社保加入あり）	100,000円
	本人（社保加入なし）	30,000円
	配偶者	50,000円
	子供	30,000円
	父母	20,000円
	同居の配偶者父母	10,000円
	同居の兄弟・祖父母	10,000円

お問い合わせは、各拠点担当者にお問い合わせください。